

令和4年6月

射水市議会定例会議案説明書

議案第26号

令和4年度射水市一般会計補正予算（第1号）

議案第27号

令和4年度射水市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

議案第28号

令和4年度射水市病院事業会計補正予算（第1号）

以上3議案については、別途説明につき説明省略

議案第29号

射水市職員の給与に関する条例の一部改正について

(説明)

コロナ克服・新時代開拓のための経済対策（令和3年11月19日閣議決定）に基づき、国において、保育士等の処遇改善のための補助事業が創設されたことに伴い、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

射水市立保育園、射水市立幼稚園又は射水市立認定こども園に勤務する職員に対し、令和4年6月に支給する期末手当に、期末手当基礎額の100分の7.5を乗じて得た額を加算して支給するもの。

2 施行期日

条例公布の日

議案第30号

射水市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

(説明)

射水市民病院に勤務する看護師等の勤務体制の一部見直しに伴い、勤務時間が深夜の全部を含む場合の夜間看護手当の額を設けるため、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

看護師、准看護師又はこれらに準ずると市長が認める職員に対する夜間看護手当について、その勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合、その勤務一回につき7,300円の手当を支給するもの。

2 施行期日等

(1) 施行期日

条例公布の日

(2) 適用期日

令和4年6月1日

議案第 31 号

射水市議会の議員及び射水市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部改正について

(説明)

公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第172号）の施行に伴い、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）に規定する公営単価については、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和25年法律第179号）及び人件費、物価等の変動を考慮し、3年に一度の参議院議員通常選挙の年に、その基準額の見直しを行うことを例としているところ、最近における物価の変動等に鑑み、選挙運動用自動車の使用等の公営に要する経費に係る限度額の引上げを行うこととされたため、当該改正の趣旨を勘案し、本市の市議会議員及び市長の選挙における公営に要する経費に係る限度額について、次のとおり見直しを行うもの。

(1) 選挙運動用自動車の使用の公営（一般運送契約以外の契約）

| 区分 | 現行単価 | 改正単価 |
|---------------|---------|---------|
| 自動車の借入れ（1日1台） | 15,800円 | 16,100円 |
| 燃料費（1日） | 7,560円 | 7,700円 |

(2) 選挙運動用ポスターの作成の公営

| 区分 | 現行単価 | 改正単価 |
|------------|---------|-----------|
| 印刷費（1枚当たり） | 525円6銭 | 541円31銭 |
| 企画費 | 31万500円 | 31万6,250円 |

(3) 選挙運動用ビラの作成の公営

| 区分 | 現行単価 | 改正単価 |
|-------|-------|-------|
| 1枚当たり | 7円51銭 | 7円73銭 |

2 関連条例

- (1) 射水市議会の議員及び射水市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例
- (2) 射水市議会の議員及び射水市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例
- (3) 射水市議会の議員及び射水市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例

3 施行期日

条例公布の日

議案第 3 2 号

射水市市税条例等の一部改正について

(説 明)

地方税法等の一部を改正する法律(令和4年法律第1号)が令和4年3月31日に公布されたことに伴い、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

(1) 均等割の税率の明確化

均等割の税率について、その意義を明確に表記するもの。

(2) 住宅借入金等特別税額控除の延長等に伴う措置

所得税において、住宅借入金等特別税額控除の特例の延長等の措置が講じられることから、当該措置の適用者について、所得税から控除しきれなかった額を、控除限度額の範囲内において、翌年度の個人住民税額から控除するもの。

(3) 上場株式等の配当所得等に係る課税方式の見直し

特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得の課税方式を所得税と一致させる措置を講ずるもの。

現行制度においては所得税と個人住民税において異なる課税方式の選択が可能であるが、公平性の観点等から所得税と個人住民税の課税方式を一致させることとするもの。

(4) その他規定の整備を行うもの(字句の改正、引用条項の改正等)。

2 施行期日

(1) 条例公布の日。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日

(2) 1(2)に係る改正規定 令和5年1月1日

(3) 1(3)に係る改正規定 令和6年1月1日

(4) 1(4)に係る改正規定 令和5年1月1日又は令和6年1月1日

議案第 33 号

射水市国民健康保険税条例の一部改正について

(説明)

地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和 4 年政令第 133 号）の施行に伴い、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

基礎課税等に係る課税限度額の見直し

中間所得者層の国民健康保険税負担軽減を図るため、課税限度額を次のとおり改正するもの。

| 区 分 | 課 税 限 度 額 | | 引上額 |
|--------------|-----------|-------|------|
| | 現 行 | 改正案 | |
| 基礎課税額 | 63万円 | 65万円 | 2万円 |
| 後期高齢者支援金等課税額 | 19万円 | 20万円 | 1万円 |
| 介護納付金分 | 17万円 | 17万円 | 据え置き |
| 合 計 | 99万円 | 102万円 | 3万円 |

2 施行期日等

(1) 施行期日

条例公布の日

(2) 適用区分

令和 4 年度分から適用

議案第34号

射水市不妊治療費助成に関する条例の一部改正について

(説明)

診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)の一部改正に伴い、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

(1) 助成金交付対象要件の改正

不妊治療が保険適用されることになったことに伴い、保険適用(限度回数を超えたために保険適用外になった場合を含む。)であることを助成金の交付対象要件とするもの。

(2) 限度額の見直し

助成金の限度額を「1年度内につき30万円」から「1年度内につき10万円」に改めるもの。

(3) 交付申請及び請求期限の改正

助成金の交付申請及び請求期限について、特定不妊治療については「1回の治療が終了した日の属する年度内」、一般不妊治療については「治療を受けた日の属する年度内」としていたものを、特定不妊治療については「1回の治療が終了した日から1年以内」に、一般不妊治療については「治療を受けた日から1年以内」に改めるもの。

2 施行期日

令和4年7月1日

3 経過措置

1(1)及び1(3)については、令和4年4月1日以後に治療を開始した夫婦に適用し、1(2)については、令和4年7月1日以後に交付申請及び請求した夫婦に適用する。

議案第 35 号

射水市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除又は不均一課税に関する条例の一部改正について

(説明)

租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）等の一部改正に伴い、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

地方活力向上地域（移転型：市内全域、拡充型：市内企業団地）において、特定業務施設の用に供する減価償却資産を新設又は増設した場合の固定資産税の課税免除又は不均一課税の適用期限等を次のとおり変更するもの。

- (1) 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定期間を 2 年間延長し、令和 6 年 3 月 31 日までとするもの。
- (2) 特定業務施設の整備完了期間を 1 年間延長し、計画の認定を受けた日から同日の翌日以後 3 年を経過する日までとするもの。

2 施行期日等

- (1) 施行期日
条例公布の日
- (2) 適用期日
令和 4 年 4 月 1 日

議案第36号

公有水面の埋立てについて

(説明)

富山県が事業実施主体となり、新湊漁港東地区の一部を埋立し、岸壁を新設するため、富山県知事から公有水面の埋め立てについて意見を求められたが、これに対し異議なき旨の回答をしたいので、議会の議決を求めるもの（公有水面埋立法第3条第1項及び第4項）。

1 埋立区域

- (1) 位置 射水市八幡町一丁目 1200 番の地先公有水面
- (2) 区域 次の各点を順次に直線で結んだ線及びDの地点とD3の地点を結んだ直線に囲まれた区域

Dの地点 射水市八幡町一丁目 93 番付近に設置された街区多角点 10A25（平面直角座標 $X=+86,714.006$ 、 $Y=-6,722.689$ ）から 41 度 47 分 21 秒、98.49 メートルの地点

D1の地点 Dの地点から 19 度 04 分 17 秒 28.90 メートルの地点

D2の地点 D1の地点から 289 度 09 分 56 秒 80.00 メートルの地点

D3の地点 D2の地点から 199 度 04 分 17 秒 28.90 メートルの地点

- (3) 面積 2,312.02 平方メートル

2 埋立てに関する工事の施行区域

- (1) 位置 射水市八幡町一丁目 1200 番の地先公有水面
- (2) 区域 次の各点を順次に直線で結んだ線及びd1の地点とd5の地点を結んだ直線に囲まれた区域

d1の地点 射水市八幡町一丁目 93 番付近に設置された街区多角点 10A25（平面直角座標 $X=+86,714.006$ 、 $Y=-6,722.689$ ）から 62 度 29 分 15 秒、70.15 メートルの地点

d2の地点 d1の地点から 19 度 11 分 40 秒 138.77 メートルの地点

d3の地点 d2の地点から 289 度 07 分 54 秒 120.48 メートルの地点

d4の地点 d3の地点から 199 度 04 分 13 秒 158.47 メートルの地点

d5の地点 d4の地点から 99 度 48 分 52 秒 77.17 メートルの地点

- (3) 面積 17,882.06 平方メートル

3 埋立地の用途

漁港施設（係留施設）

4 設計の概要

- (1) 埋立地の地盤の高さ

天端高は既設護岸高（ $D L+1.2$ メートル）、地盤高は $D L+1.5$ メートルとする

- (2) 護岸、堤防、岸壁、その他これらに類する工作物の種類及び構造

岸壁 $L=80.0$ メートル（直立消波ブロック式岸壁）、取付護岸 $L=67.9$ メートル（コンクリート単塊式護岸）を施工する。

- (3) 埋立てに関する工事の施行方法

ア 構造物の施工

埋立法線に沿って直立消波ブロックを設置し、裏込石、吸出防止シートを施工後に、

土砂で埋立て、用地を造成する。直立消波ブロックの海側海底には、洗掘防止の被覆石（200～500kg）を設置する。

イ 埋立土砂の種類

採取場：射水市奈呉の江

土砂の質：砂質土

埋立立積：6, 800立方メートル

5 埋立てに関する工事の施行に要する期間

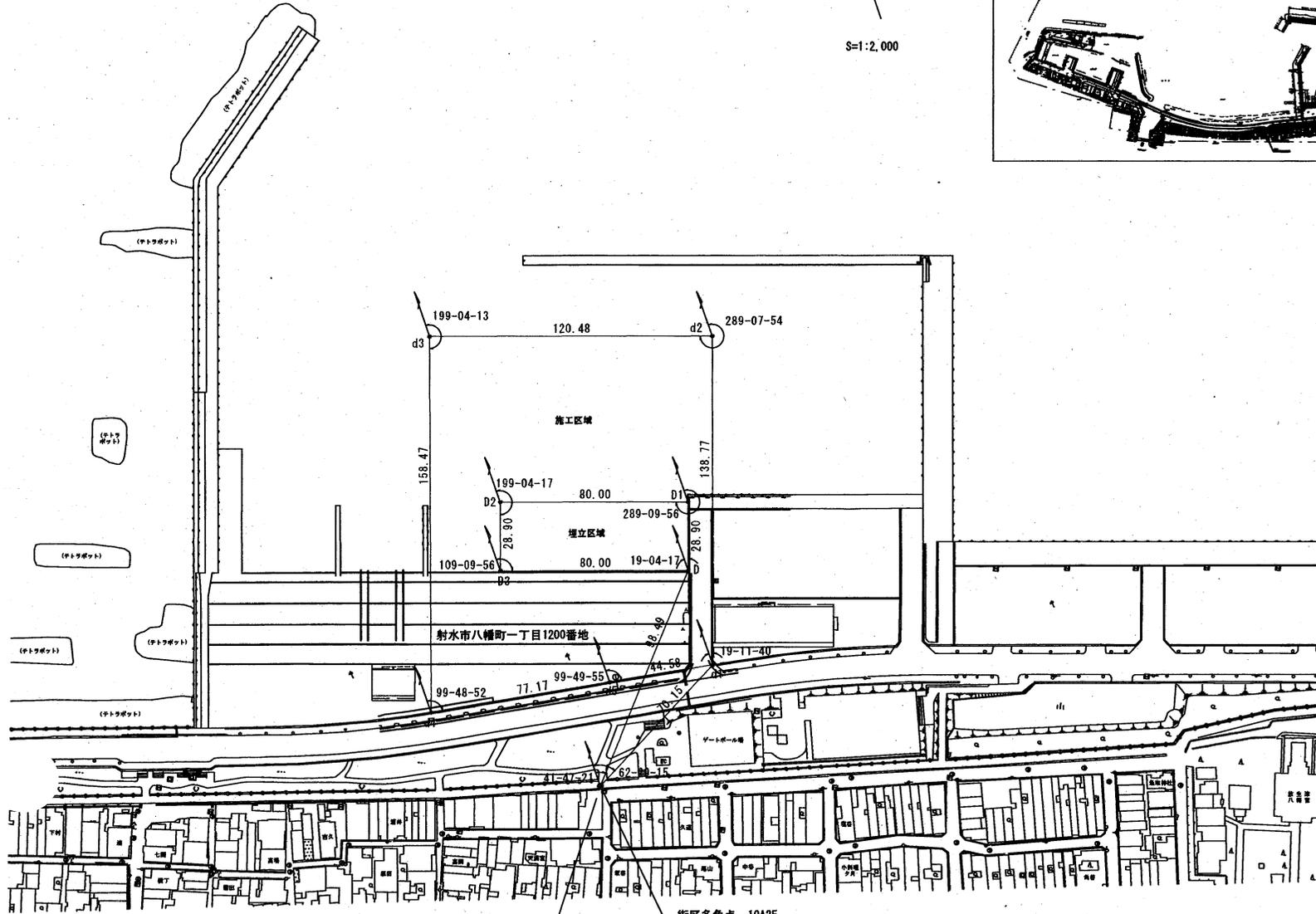
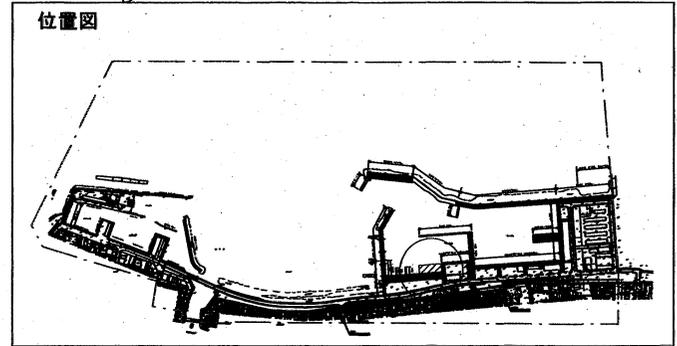
令和4年8月1日から令和6年3月31日まで

射水市八幡町一丁目



S=1:2,000

位置図



射水市八幡町一丁目93番地

街区多角点 10A25
X座標 +86714.006
Y座標 -6722.689

議案第 37 号

庄川水害予防組合規約の変更に関する協議について

(説明)

庄川水害予防組合規約（昭和 26 年 9 月 26 日富山県指令地第 1236 号）について、変更することに関し関係地方公共団体と協議することについて、議会の議決を求めるもの（地方自治法第 290 条）。

1 変更内容

高岡市の副市長の定数が 2 人から 1 人に改正されたことに伴い、庄川水害予防組合の副管理者を、「高岡市副市長中管理者の選任した者」から「高岡市副市長」に改めるもの。

2 施行期日

知事の許可のあった日

議案第 38 号

市道路線の認定について

(説明)

都市計画法の規定に基づく開発行為による道路の帰属及び住民に密着した生活基盤の充実に図るため、5 路線を市道路線として認定しようとするもの（道路法第 8 条第 2 項）。

認定する路線

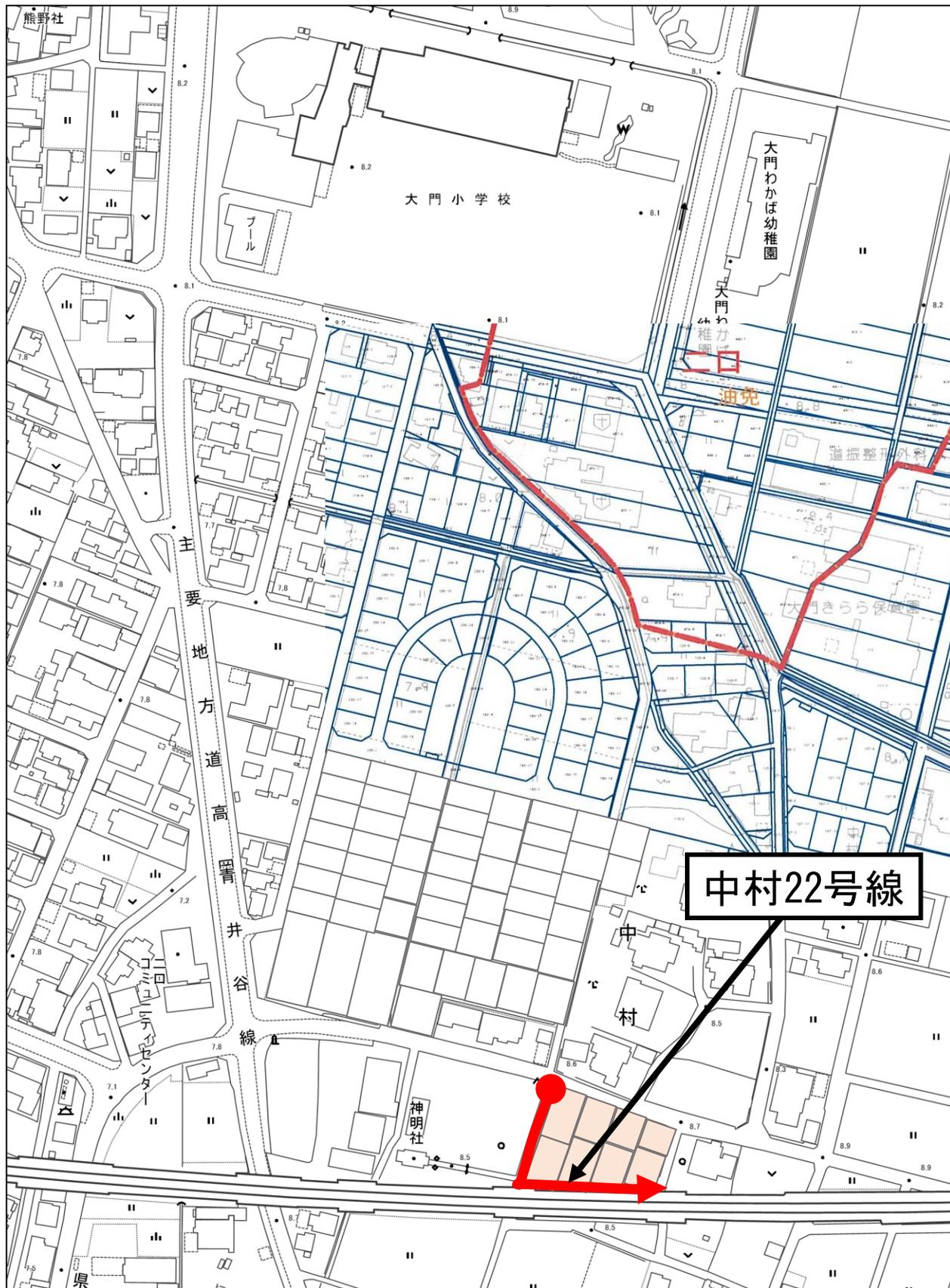
| 図面 番号 | 認定路線名 | 起 点 | 終 点 |
|----------|---------------|-----|-----|
| 1 | 戸破 2 1 4 0 号線 | 手崎 | 手崎 |
| 2 | 大門長割 1 号線 | 大門 | 大門 |
| 3 | 中村 2 2 号線 | 中村 | 中村 |
| 4 | 八塚 1 7 号線 | 八塚 | 八塚 |
| 5 | 八塚 1 8 号線 | 八塚 | 八塚 |

市道認定路線図 2

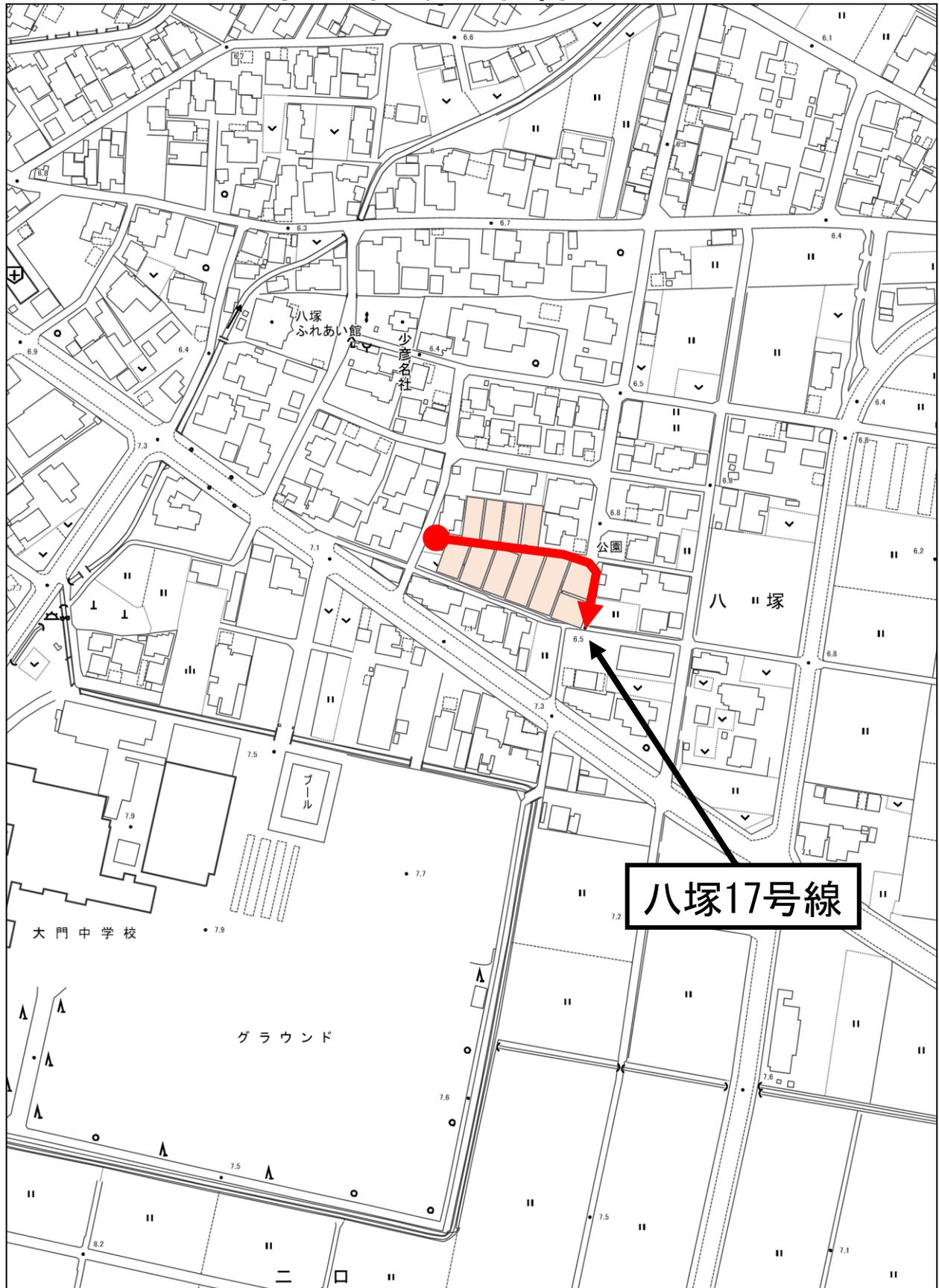


大門長割1号線

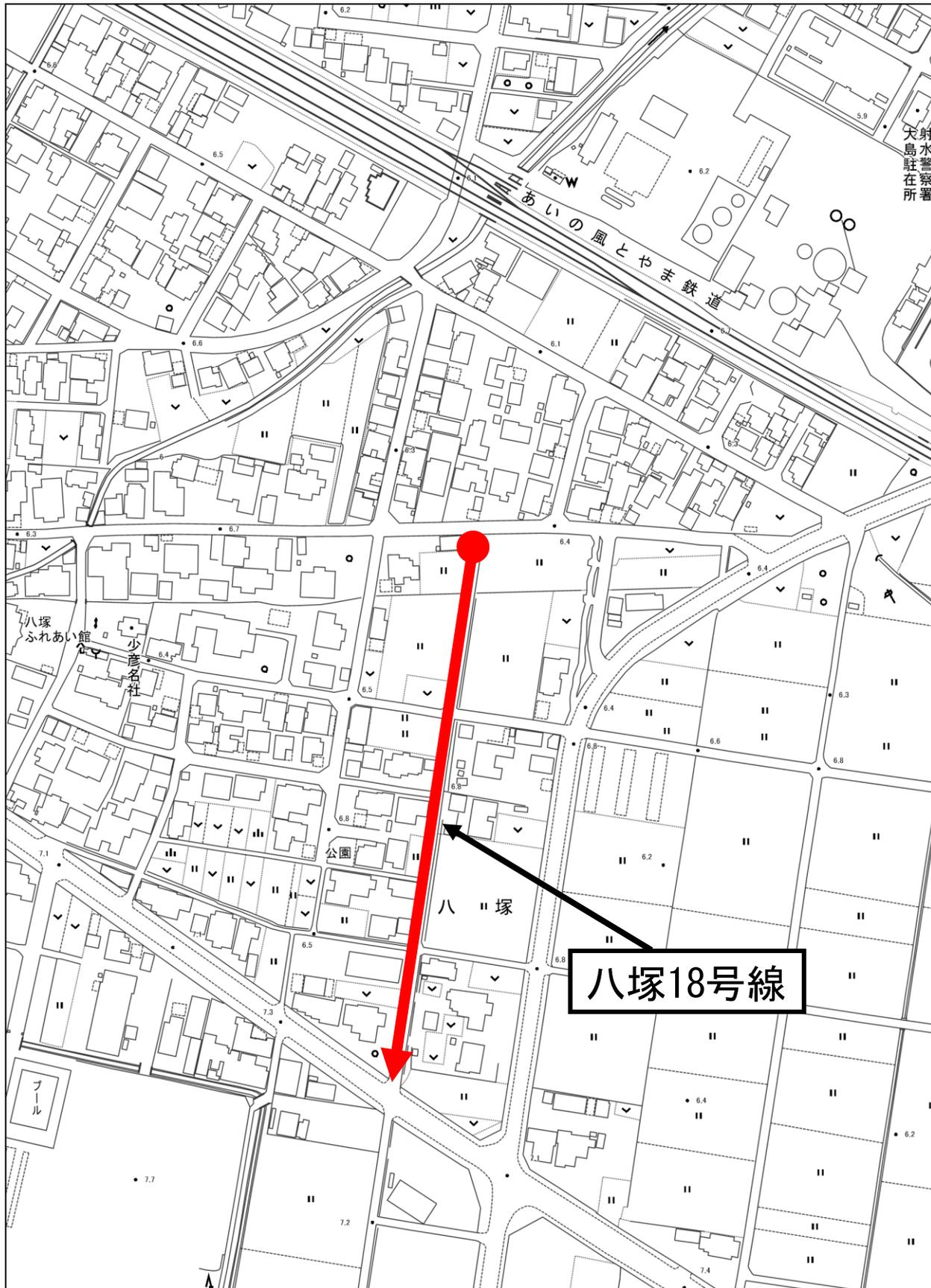
市道認定路線図 3



市道認定路線図 4



市道認定路線図 5



議案第39号

射水市立大門中学校長寿命化改良第V期（建築主体）工事請負契約について

（説明）

令和4年5月24日に制限付き一般競争入札に付した射水市立大門中学校長寿命化改良第V期（建築主体）工事について、次のとおり請負契約を締結したいので、議会の議決を求めるもの（地方自治法第96条第1項第5号、同法施行令第121条の2第1項（別表第3）、射水市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条）。

| 工事区分 | 契約金額 | 契約の方法 | 契約の相手方 | 工 期 |
|------------|---|-------------------------|---|--------------------------|
| 建築主体 工事 | 499,400,000円 (うち消費税等 45,400,000円) | 制限付き一般 競争入札によ る契約 | 高田建設・くみあい建設射水市立 大門中学校長寿命化改良第V期 (建築主体) 工事共同企業体 代表者 射水市土合1490番地 高田建設株式会社 代表取締役 高田 実 構成員 射水市鷺塚65番地7 くみあい建設株式会社 代表取締役社長 渡邊 竜一 | 契約締結の日 ～ 令和5年2月28日 |

報告第 3 号

専決処分の承認を求めることについて

(説明)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求めるもの。

専決処分第 5 号

射水市市税条例の一部を改正する条例について

(説明)

地方税法等の一部を改正する法律(令和4年法律第1号)が令和4年3月31日に公布されたことに伴い、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

(1) 固定資産税の特例措置の創設

特定都市河川浸水被害対策法に規定する貯留機能保全区域として、都道府県知事等の指定を受けた土地に係る課税標準の特例が地方税法に規定されたことに伴い、特例割合を4分の3とするもの。

(2) 固定資産税の負担調整措置

土地に係る固定資産税の負担調整措置について、令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を、評価額の2.5パーセント(現行:5パーセント)とするもの。

(3) その他規定の整備を行うもの(字句の改正、引用条項の改正等)。

2 施行期日

令和4年4月1日

報告第 4 号

専決処分承認を求めることについて

(説明)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求めるもの。

専決処分第 4 号

射水市特定公共賃貸住宅条例の一部改正について

(説明)

特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和4年国土交通省令第14号)が令和4年3月25日に公布され、令和4年4月1日に施行されたことに伴い、射水市特定公共賃貸住宅条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

本条例に規定する用語の定義については、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の規定の一部引用しており、同規則の改正により引用条項の号番号が繰り下げられたことに伴う、本条例中の引用条項の改正及び新設された同居親族等の定義について新たに一部引用し、入居要件にある同居親族(親族、内縁関係、婚約者)の範囲を里子等に拡大するもの。

2 施行期日

令和4年4月1日

報告第 5 号

専決処分の報告について

(説明)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告するもの。

和解及び損害賠償額の決定

| 専決処分 番 号 | 専決処分年月日 | 専決処分の内容 |
|-------------|----------|--|
| 2 | 令和4年3月9日 | <ol style="list-style-type: none"> 1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 10,000円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和3年12月28日 場 所 射水市二口地内 |
| 3 | 令和4年3月9日 | <ol style="list-style-type: none"> 1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 73,590円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和4年2月7日 場 所 射水市太閤山10丁目地内 |
| 6 | 令和4年5月6日 | <ol style="list-style-type: none"> 1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 90パーセント 損害賠償額 市 248,104円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和4年2月6日 場 所 射水市土合地内 |
| 7 | 令和4年5月6日 | <ol style="list-style-type: none"> 1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 251,900円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和3年12月28日 場 所 射水市太閤山1丁目地内 |

| 専決処分 番 号 | 専決処分年月日 | 専決処分の内容 |
|-------------|----------|--|
| 8 | 令和4年5月6日 | 1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 728,000円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和3年12月31日 場 所 射水市三ヶ地内 |
| 9 | 令和4年5月6日 | 1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 396,000円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和4年1月7日 場 所 射水市野村地内 |
| 10 | 令和4年5月6日 | 1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 99,000円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和4年1月20日 場 所 射水市戸破地内 |
| 11 | 令和4年5月6日 | 1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 187,000円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和4年2月6日 場 所 射水市朴木地内 |
| 12 | 令和4年5月6日 | 1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 218,086円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和4年2月7日 場 所 射水市中太閤山19丁目地内 |

| 専決処分 番 号 | 専決処分年月日 | 専決処分の内容 |
|-------------|-----------|--|
| 1 3 | 令和4年5月6日 | 1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 194,700円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和4年2月7日 場 所 射水市赤井地内 |
| 1 4 | 令和4年5月6日 | 1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 79,200円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和4年2月23日 場 所 射水市庄西町二丁目地内 |
| 1 5 | 令和4年5月6日 | 1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 154,000円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和4年2月23日 場 所 射水市大島北野地内 |
| 1 6 | 令和4年5月19日 | 1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 257,400円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和4年2月6日 場 所 射水市南太閤山14丁目地内 |
| 1 7 | 令和4年5月19日 | 1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 215,600円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和4年2月6日 場 所 射水市新開発地内 |

| 専決処分 番 号 | 専決処分年月日 | 専決処分の内容 |
|-------------|-----------|---|
| 18 | 令和4年5月19日 | 1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 416,900円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和4年2月23日 場 所 射水市二口地内 |
| 19 | 令和4年5月17日 | 1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 124,619円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市外在住1名 3 事由 刈払機での除草作業に伴う飛び石による車両破 損事故 発生日 令和4年4月20日 場 所 射水市立歌の森小学校 |

報告第 6 号

繰越明許費繰越計算書について（一般会計）

（説明）

令和3年度射水市一般会計補正予算（第4号）（令和3年9月29日可決）第2条、令和3年度射水市一般会計補正予算（第6号）（令和3年12月24日可決）第2条及び令和3年度射水市一般会計補正予算（第10号）（令和4年3月18日可決）第3条において繰越明許費を設定した経費について、その繰越計算書を調製したので、これを議会に報告するもの（地方自治法施行令第146条第2項）。

| 事業名 | 翌年度繰越額 |
|----------------------|-------------|
| | 円 |
| 庁舎管理費 | 7,000,000 |
| 企画推進費 | 0 |
| 戸籍住民基本台帳費 | 4,587,000 |
| 社会福祉団体等対策事務費 | 1,500,000 |
| 高齢者福祉施設費 | 65,502,000 |
| 障害者福祉総務費 | 0 |
| 住民税非課税世帯等費臨時特別給付金給付費 | 403,356,397 |
| 子育て世帯への臨時特別給付金等給付費 | 81,768,744 |
| セーフティネット支援対策費 | 1,000,000 |
| 新型コロナウイルスワクチン接種費 | 251,984,443 |
| 衛生センター管理費 | 3,480,400 |
| 土地改良事業推進対策費 | 27,261,935 |
| 新湊漁港建設費 | 40,803,319 |
| 道路橋梁総務費 | 2,222,649 |
| 市道新設改良費 | 12,972,000 |
| 地方道路交付金事業費 | 139,463,423 |
| 道路橋梁維持費 | 28,223,900 |
| 交通安全施設整備費 | 8,337,330 |
| 橋梁長寿命化・耐震化対策事業費 | 32,958,800 |
| 消雪施設維持管理費 | 2,884,500 |
| まちづくり交付金事業費 | 863,282 |
| 公園維持管理費 | 30,017,300 |
| 建築指導費 | 1,300,000 |
| 重点密集市街地整備費 | 12,968,080 |
| 健康管理費（小） | 18,000,000 |
| 歌の森小学校整備費 | 199,723,000 |
| 学校管理費（中） | 10,865,000 |
| 健康管理費（中） | 7,650,000 |
| 大門中学校整備費 | 206,464,535 |

| | |
|-----------------|---------------|
| | 円 |
| 小杉文化ホール管理運営費 | 4,700,000 |
| 大門総合会館管理運営費 | 3,110,000 |
| スポーツ施設維持管理費 | 16,506,000 |
| 海竜スポーツランド維持管理費 | 15,587,000 |
| フットボールセンター整備事業費 | 40,377,000 |
| 合 計 | 1,683,438,037 |

報告第 7 号

建設改良費繰越計算書について（水道事業会計）

（説 明）

地方公営企業の建設又は改良に要する経費のうち、年度内に支払義務が生じなかった経費の繰越計算書を調製したので、これを議会に報告するもの（地方公営企業法第 26 条第 1 項及び第 3 項）。

| 事 業 名 | 翌年度繰越額 |
|----------|------------|
| | 円 |
| 施設整備事業 | 39,000,000 |
| 配水管等整備事業 | 20,000,000 |
| 合 計 | 59,000,000 |

報告第 8 号

建設改良費繰越計算書について（下水道事業会計）

（説 明）

地方公営企業の建設又は改良に要する経費のうち、年度内に支払義務が生じなかった経費の繰越計算書を調製したので、これを議会に報告するもの（地方公営企業法第 26 条第 1 項及び第 3 項）。

| 事 業 名 | 翌年度繰越額 |
|---------------|-------------|
| | 円 |
| 公共下水道事業 | 19,000,000 |
| 改築事業 | 77,239,000 |
| 雨水整備事業 | 166,792,000 |
| 特定環境保全公共下水道事業 | 3,110,000 |
| 農業集落排水事業 | 10,442,000 |
| 合 計 | 276,583,000 |